

宇多津町第 6 期障害福祉計画及び 第 2 期障害児福祉計画

令和 3 年 3 月

【目 次】

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨..... 1
- 2. 法的根拠と計画の位置づけ..... 1
- 3. 計画の期間..... 2
- 4. 計画の対象者..... 2
- 5. 計画に係る基本指針..... 2

第2章 宇多津町を取り巻く現状

- 1. 人口と障害者手帳所持者の推移..... 3
- 2. 令和2年度成果目標の実績..... 5
- 3. サービス利用の状況..... 6

第3章 計画の基本的方針

- 1. 計画の基本理念..... 10
- 2. 計画の基本的な考え方..... 10

第4章 第6期障害福祉計画

- 1. 令和5年度に向けた目標値（成果目標）..... 12
- 2. 障害福祉サービスの見込量..... 16
- 3. 地域生活支援事業のサービス見込量..... 18

第5章 第2期障害児福祉計画

- 1. 令和5年度に向けた目標値（成果目標）..... 20
- 2. 障害児通所支援のサービス見込量..... 21

第6章 地域で安心して暮らせるための基本目標と重点施策

- 1. 相談支援体制の充実..... 22
- 2. 障害者等理解のための啓発、権利擁護の推進..... 23
- 3. 障害児支援の充実..... 23

第7章 計画の推進体制と進行管理

- 1. 計画の推進体制..... 24
- 2. 計画の進行管理..... 24

参考資料..... 25

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成26年3月に第2期として「宇多津町障害者計画」を、平成30年3月に「宇多津町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、基本理念である『安心して暮らせる共生のまち 宇多津』の実現に向けて、国や県の動向に留意しつつ、障害者等に関する施策を総合的に推進してきました。

国においては、平成30年に「第4次障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障害者等が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加できるよう、社会的な障壁を除去するための取り組むべき障害者施策の方向性を示しました。

また、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障害者等が自らの望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県・市町村において障害児福祉計画を策定することになりました。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行や「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の見直し等が行われています。

以上のような様々な法制度の整備や障害福祉施策等の変化を踏まえ、「宇多津町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」が令和3年3月をもって計画期間が終了することから、前期計画の進捗状況を検証し、国の制度改正等の動向や障害者等のニーズを踏まえて、計画的に障害福祉等に関する施策を推進するため、新たに「宇多津町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定します。

2. 法的根拠と計画の位置づけ

本町の町政運営の基本方針である「宇多津町総合計画」（平成26年度～令和5年度）の障害福祉施策に関する個別計画となるものです。

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定いたします。

また、「障害者計画」が障害児・者のための施策に関する基本計画であるのに対し、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等の円滑な実施を確保するための方策などを示す行動計画となりますが、相互に補完的な計画として位置づけています。

3. 計画の期間

市町村障害福祉計画等の計画期間は、3年1期として定めることとされています。

本計画は、令和5年度を目標年度とする令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



4. 計画の対象者

本計画の対象となる「障害者（児）」とは、障害者基本法第2条に規定された、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を総称するものです。治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者（難病者）についても対象とします。つまり、障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

5. 計画に係る基本指針

計画の基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19に規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が作成するものです。その見直しに対応して、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画も策定します。

第2章 宇多津町を取り巻く現状

1. 人口と障害者手帳所持者の推移

(1) 人口の推移

本町の人口は、令和2年3月31日現在で18,388人となっており、平成27年からの5年間で132人の増加(0.7%増)と概ね横ばいとなっています。年齢別では、18歳未満の人口は、平成27年からの5年間で393人の減少(10.6%減)、65歳以上の人口は、平成27年からの5年間で347人の増加(9.8%増)となっています。

単位(人)						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	18,256	18,439	18,481	18,427	18,475	18,388
18歳未満	3,692	3,639	3,539	3,468	3,394	3,299
18歳～64歳	11,033	11,191	11,247	11,152	11,245	11,211
65歳以上	3,531	3,609	3,695	3,807	3,836	3,878

(各年3月31日時点) (人口は住民基本台帳上の人口)

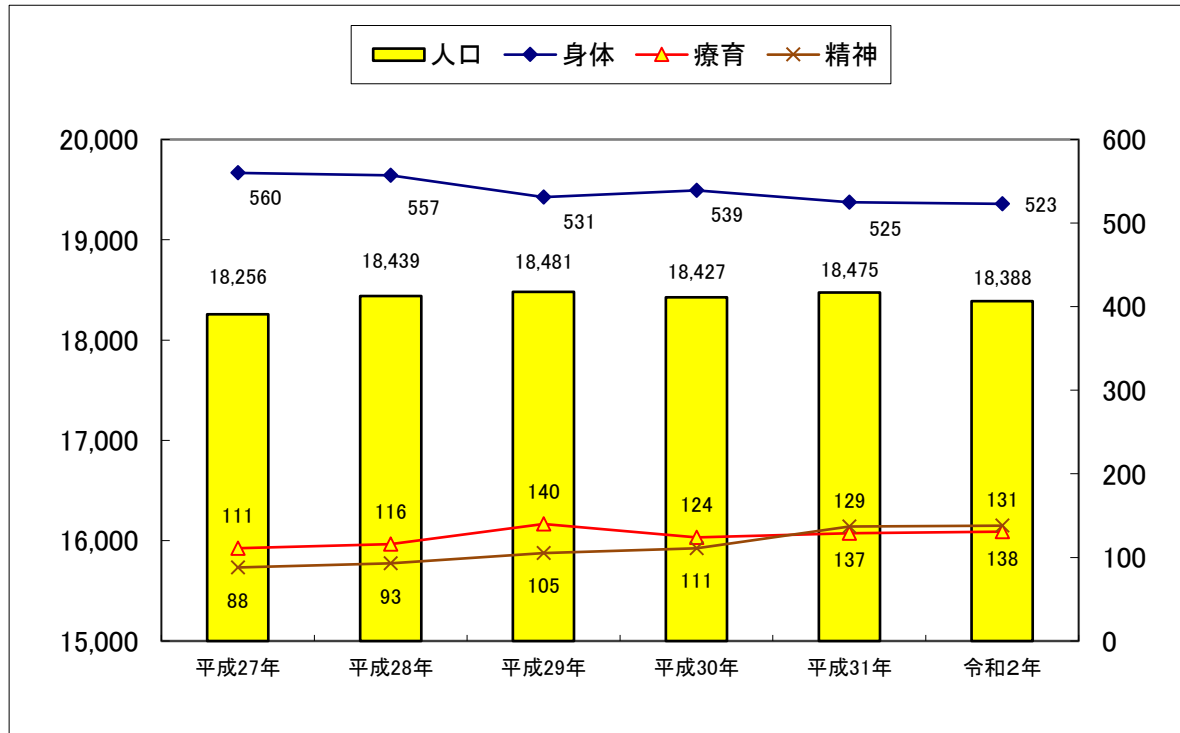
(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳等の所持者は、平成27年からの5年間で、身体障害者手帳で37人の減少(6.6%減)、療育手帳で20人の増加(18.0%増)、精神障害者保健福祉手帳で50人の増加(56.8%増)となっており、身体障害者手帳所持者は減少傾向にある一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

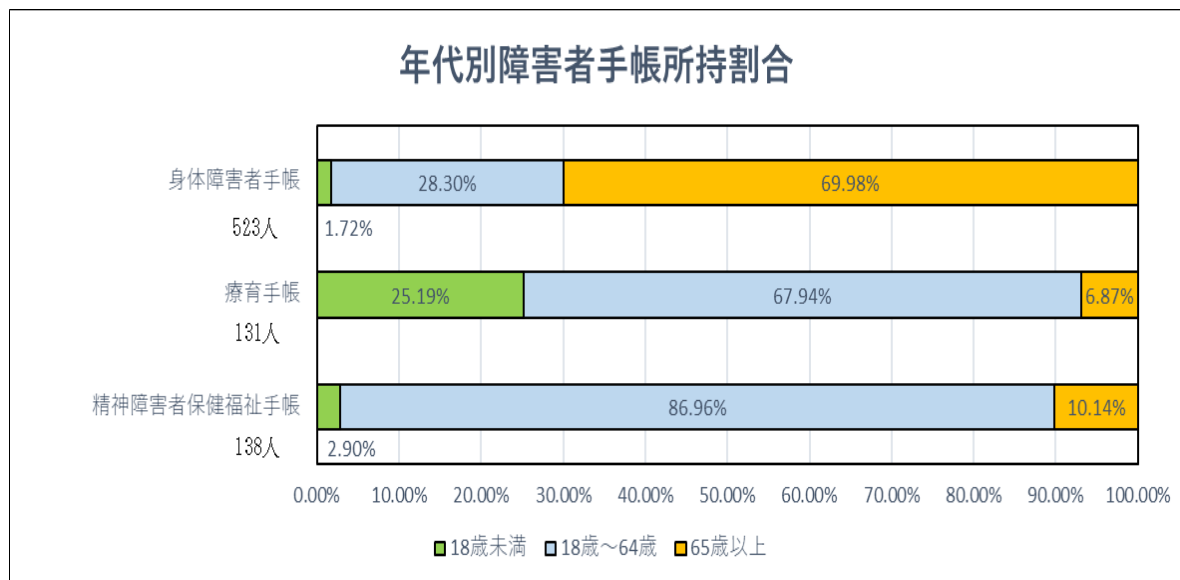
単位(人)						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳所持者数	560	557	531	539	525	523
18歳未満	10	9	8	9	9	9
18歳～64歳	146	145	141	145	143	148
65歳以上	404	403	382	385	373	366
療育手帳所持者数	111	116	140	124	129	131
18歳未満	36	34	32	36	41	33
18歳～64歳	64	70	85	76	79	89
65歳以上	11	12	23	12	9	9
精神障害者保健福祉手帳所持者数	88	93	105	111	137	138
18歳未満	1	2	2	2	6	4
18歳～64歳	72	74	87	94	114	120
65歳以上	15	17	16	15	17	14
自立支援医療(精神通院)公費負担者	188	202	216	217	232	236

(各年3月31日時点)

人口、障害者手帳所持者数の推移



障害者手帳保持者の年代構成（令和2年3月31日時点）



身体障害者手帳所持者では、65歳以上の高齢者が約7割を占めています。

療育手帳所持者では、18歳から64歳の所持者が約68%と過半数を占めていますが、年代別人口における所持者の割合では、18歳未満の所持割合が高くなります。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、18歳から64歳が8割以上を占めています。

2. 令和2年度成果目標の実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上のグループホームや一般住宅等の地域生活への移行と施設入所者数の2%以上の削減を目標に掲げていました。町では、実情に応じた目標設定をしていました。

項 目	目標数値	実績値
平成28年度末入所者数(A)	—	7人
令和2年度末入所者数(B)	7人	7人
削減見込数(A)－(B)	0人	0人
入所から地域生活移行者数	1人	2人

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、令和2年度末までに、町又は障害福祉圏域（以下、圏域という。）ごとに保健、医療、福祉関係者による精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の設置をすることとされていましたが、町では地域自立支援協議会の地域包括ケア部会での協議を通して、地域の基盤整備、重層的な支援体制の構築を図っていくことを目標として取り組んできました。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、令和2年度末までに、町又は圏域に少なくとも1ヵ所整備することとされていましたが、町では平成29年10月に中讃東圏域（坂出市・綾川町・宇多津町）で、地域において機能を分担して担う面的整備型として地域生活支援拠点を1ヵ所整備しており、地域の実情や課題等に応じて、必要な機能を見直すことを目標として、地域自立支援協議会で利用状況の情報共有等を行ってきました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に基づき、福祉施設利用者のうち、平成28年度の一般就労の移行実績の1.5倍以上を目標として設定していました。

項 目	目標数値	実績値
平成28年度の一般就労移行者	—	1人
令和2年度の一般就労移行者数	2人	2人

②就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数について平成28年度末の利用者数の2割以上増加することとされており、町では実情に応じた目標設定をしていました。

項 目	目標数値	実績値
平成28年度末の就労移行支援利用者数	—	3人
令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	3人	1人

(5) 障害児通所支援の整備

国の基本指針では、令和2年度末までに、町又は圏域に少なくとも1ヵ所以上の児童発達支援センターの設置及び重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を確保することと、平成30年度末までに医療的ケア児支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することとされていきました。町では地域自立支援協議会で設置や確保について検討を重ねていくことを目標として、取り組んできました。

3. サービス利用の状況

(1) 訪問系サービスの利用状況

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありません。

(1か月の利用分)

サービス種別	単 位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	総利用時間数 (利用人数)	308 (25)	218 (23)	228 (28)

(2) 日中活動系サービスの利用状況

生活介護の利用が増加傾向にあります。

(1か月の利用分)

サービス種別	単 位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活介護	人日分 (利用人数)	235 (12)	236 (13)	285 (17)
自立訓練(機能訓練)	人日分 (利用人数)	0 (0)	20 (1)	14 (1)

第2章 宇多津町を取り巻く現状

自立訓練(生活訓練)	人日分 (利用人数)	0 (0)	18 (1)	8 (1)
就労移行支援	人日分 (利用人数)	19 (1)	80 (4)	42 (2)
就労定着支援	利用人数	—	1	1
就労継続支援(A型)	人日分 (利用人数)	133 (7)	156 (8)	95 (5)
就労継続支援(B型)	人日分 (利用人数)	429 (27)	421 (25)	474 (27)
療養介護	利用人数	4	4	4
短期入所(福祉型)	人日分 (利用人数)	28 (7)	35 (9)	35 (9)
短期入所(医療型)	人日分 (利用人数)	3 (1)	4 (1)	0 (0)

(3) 居住系サービスの利用状況

居住系サービスでは、施設入所支援においては自立訓練利用者による変動がありました。

(1か月の利用分)

サービス種別	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
共同生活援助	利用人数	9	11	12
施設入所支援	利用人数	7	9	8
自立生活援助	利用人数	—	0	0

(4) 相談支援の利用状況

計画相談支援については、障害福祉サービスの支給決定者数の増加に伴い、増加傾向にあります。

(年度末の給付決定者)

サービス種別	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画相談支援	人	93	92	106
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0

(5) 障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）は、年々増加しています。早期療育のニーズと発達障害児の利用の一人当たりの利用日数の増加や事業所数の増加も利用実績の増加の要因と考えられます。

(1 か月の利用分、年度末の給付決定者、年間)

サービス種別	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童発達支援	人日分 (利用人数)	105 (18)	121 (17)	130 (18)
医療型児童発達支援	人日分 (利用人数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	人日分 (利用人数)	311 (35)	332 (39)	449 (44)
保育所等訪問支援	人日分 (利用人数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
居宅訪問型児童発達支援	人日分 (利用人数)	— —	0 (0)	0 (0)
障害児相談支援	人	58	58	69
医療的ケア児に対する 関連分野支援コーディネーター	人 (配置人数)	—	0	1

(6) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業のうち、目標数値を設定したものについて掲載しています。

(年間)

事業名	単 位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
障害者相談支援事業	か所 (町単独)	9(1)	9(1)	9(1)
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
意思疎通支援事業	件	93	40	23

第2章 宇多津町を取り巻く現状

日常生活用具給付事業	—	—	—	—
介護・訓練支援用具	件	0	1	0
自立生活支援用具	件	2	2	3
在宅療養等支援用具	件	2	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	2	3	4
排泄管理支援用具	件	457	443	460
住宅改修費	件	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人	2	1	0
移動支援事業	実人員 (延べ時間)	29 (1,525)	27 (1,326)	31 (1,250)
地域活動支援センターⅠ型	か所	3	3	3
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	か所	0	0	0

第3章 計画の基本的方針

1. 計画の基本理念

安心して暮らせる共生のまち 宇多津

本計画では、障害のある人への理解と人権の尊重を基調におき、障害のある人もない人も相互に個性を尊重し、共に支えあい、社会活動及び社会参加できる「安心して暮らせる共生のまち 宇多津」を基本理念とします。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 障害者計画における基本的な考え方

宇多津町障害者計画の中では、①「地域での生活に向けて」、②「就労、教育、社会参加の促進」、③「安心して暮らせる地域づくり」、④「共に尊重し、支えあう社会づくり」といった4項目の基本目標とその重点施策の推進について努めています。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画における基本的な考え方

計画の基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19に規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が作成するものです。この国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画も策定します。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障害者等の自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等が地域で障害福祉サービス等を受けることができるよう市町村を実施主体の基本とし、対象となる障害者等に対するサービスの充実を図ります。発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして、法に基づく給付対象になっていることや、難病患者等についても法に基づく給付の対象になっていることの周知を図ります。

③ 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、施設入所や入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題への対応や、障害者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービスの提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築に取り組み、体制整備を進めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

⑥ 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、介護保険サービスと円滑な連携を図りつつ、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保が必要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者等の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえ、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

第4章 第6期障害福祉計画

1. 令和5年度に向けた目標値（成果目標）

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、国が定めた基本指針に基づき、地域の実情に応じて、令和5年度における成果目標とサービスの必要な見込量を設定し、計画を推進します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

○地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	8 人	令和2年3月 31 日の施設入所者数
目標年度施設入所者数(B)	8 人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	0 人	令和5年度末段階での削減数 入所者数は、新たな増(希望者)もあり、実績等も踏まえると現在以上の削減は困難である。
	0%	削減数を令和元年度末入所者数で除した値
【目標値】 地域生活移行者数	0 人	施設入所から地域への移行見込み
	0%	地域移行者数を令和元年度末入所者数で除した値

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

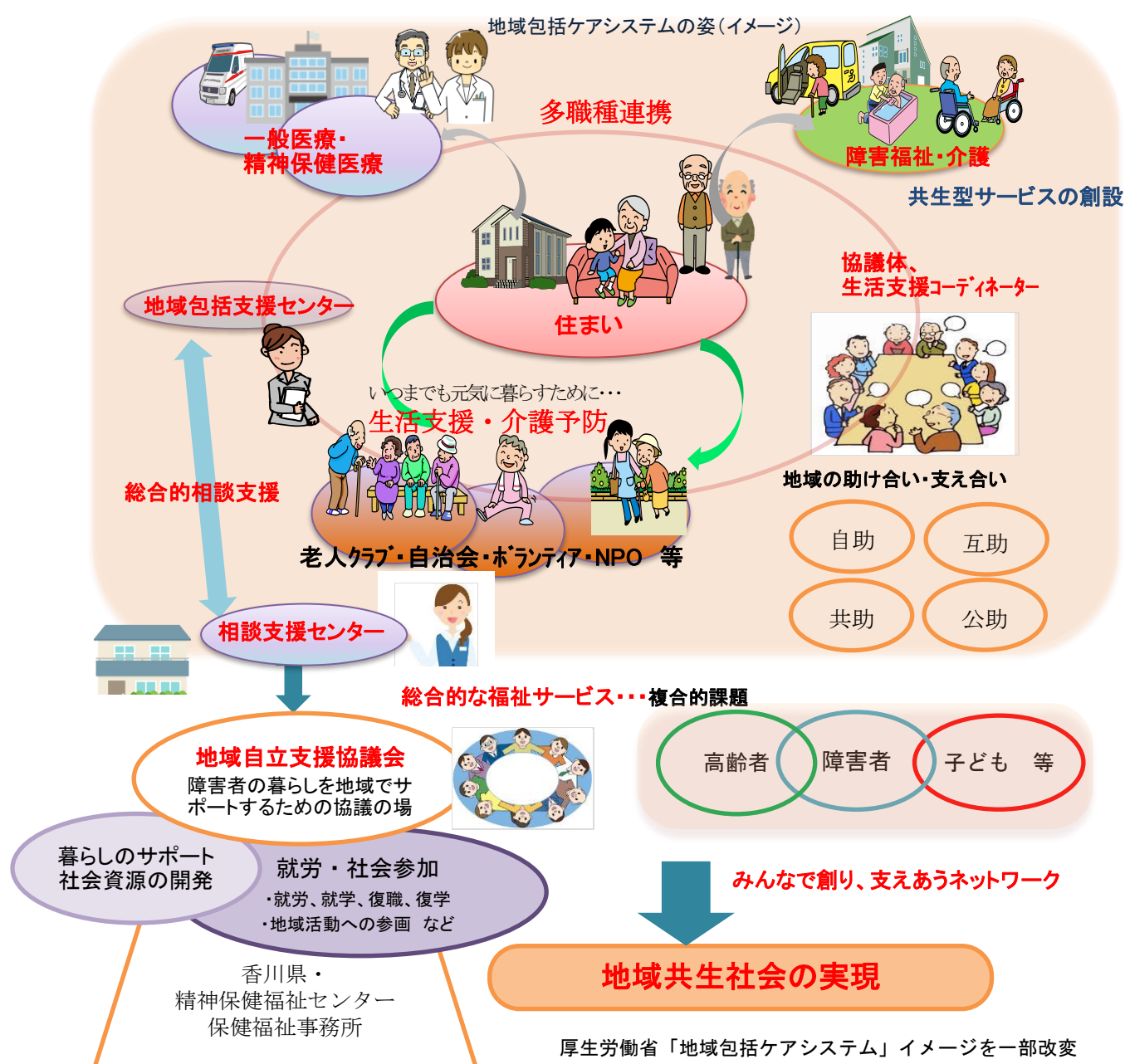
地域包括ケアシステムは、高齢化施策として、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援等が、包括的・一体的に提供できる体制を構築しようとしているものです。この仕組みを進化させて、精神障害にも対応したものにしていくことが求められています。そして、障害者等だけでなく、子ども、高齢者など地域のあらゆる住民がそれぞれの持つ能力に応じた役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。地域包括支援センター等とも連携して、地域住民等との協働により身近な地域で助け合い支え合える地域づくりを目指していきます。

また、地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉等専門職による協議の場を通し

て、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、近隣市町等と連携を強化しながら、地域の基盤整備、重層的な支援体制の構築を図っていきます。

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、精神医療圏（二次医療圏を基本）毎に、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要である。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域自立支援協議会で協議を重ね、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて安心して暮らせるよう、障害者等の生活を地域全体で支える核として、相談・緊急時の受入体制の確保を優先課題として、地域生活支援拠点等を平成29年10月に中讃東圏域で1ヵ所整備しました。今後は、地域の実情や課題とともに、年1回以上運用状況の検証・検討を行い、必要な機能の充実を図っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設利用者のうち、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を基本として、令和5年度中において、一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

■福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者	3人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】一般就労移行者数	2人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

○一般就労移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することとし、また、就労定着支援事業所全体の7割以上が就労定着率8割以上となるよう求めています。

■就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	考 え 方
令和5年度の年間一般就労見込者	2人	福祉施設から一般就労への移行者の目標値
【目標値】一般就労者のうち就労定着支援事業利用者数	2人	令和5年度末において就労定着支援事業の利用者数

■就労定着支援事業所の就労定着率

国の方向性に従い、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

○令和5年度末までに、各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

地域自立支援協議会において、相談業務の課題等について情報共有を図り、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。また、総合的・専門的な相談支援の実施に向けて、基幹相談支援センターの整備について検討します。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための取組に係る体制の構築

○令和5年度末までに、各市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

県等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修会等を活用して、障害者総合支援法等について職員の理解を深め、障害福祉サービスの質の向上、より適切なサービスの提供につながる体制の構築に努めます。

2. 障害福祉サービスの見込量

サービス見込量については、成果目標を達成するため、これまでの各種サービスにおける実績と利用すると思われるサービス種別ごとに目標年度を令和5年度において、数値を設定しました。福祉サービスの継続実施と共にさらなる充実に努めます。

また、この見込量をもって、サービス利用を制限するものではありません。

1. 訪問系サービス

(1 か月の利用分)

サービス種別	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	総利用時間数 (利用人数)	360 (36)	380 (38)	390 (39)	400 (40)

【見込量確保のための方策】

サービス事業者と連携を図り、利用者のニーズに応じて、適切なサービスを提供していきます。サービスの受け皿となる事業者の参入促進を働きかけ、サービスの提供体制の拡充に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1 か月の利用分)

サービス種別	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分 (利用人数)	343 (19)	343 (19)	361 (20)	379 (21)
自立訓練(機能訓練)	人日分 (利用人数)	22 (1)	22 (1)	22 (1)	22 (1)
自立訓練(生活訓練)	人日分 (利用人数)	22 (1)	22 (1)	22 (1)	22 (1)
就労移行支援	人日分 (利用人数)	22 (1)	44 (2)	44 (2)	44 (2)
就労定着支援	利用人数	2	2	2	2
就労継続支援(A型)	人日分 (利用人数)	114 (6)	133 (7)	152 (8)	171 (9)
就労継続支援(B型)	人日分 (利用人数)	542 (31)	560 (32)	577 (33)	595 (34)
療養介護	利用人数	4	4	4	4
短期入所(福祉型)	人日分 (利用人数)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)

短期入所(医療型)	人日分 (利用人数)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
-----------	---------------	----------	----------	----------	----------

【見込量確保のための方策】

サービス事業者や特別支援学校等と連携を図り、利用者のニーズに応じた、適切なサービスを提供できるように情報収集を行い、利用者が円滑にサービスを利用できるよう努めます。

3. 居住系サービス

(1 か月の利用分)

サービス種別	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	利用人数	12	14	14	14
施設入所支援	利用人数	8	8	8	8
自立生活援助	利用人数	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

サービスを必要とする人が利用できるように、事業者と連携を図りながら、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

4. 相談支援

(年度末の給付決定者)

サービス種別	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	110	112	114	116
地域移行支援	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	1	1

【見込量確保のための方策】

利用計画はサービスの支給決定に必要です。利用者に適切な利用計画が作成されるよう、事業者の確保に努めます。また、相談支援専門員の支援及び研修会への参加促進を行います。

3. 地域生活支援事業のサービス見込量

1. 地域生活支援事業（必須事業）

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に事業を実施することを目的としています。町の必須事業として位置づけられているものと、町の実情や施策に応じて実施する任意事業があります。

(年間)

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有
障害者相談支援事業	か所 (町単独)	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有
意思疎通支援事業	件	40	40	40	40
日常生活用具給付事業	—	—	—	—	—
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4	4
排泄管理支援用具	件	480	490	490	490
住宅改修費	件	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	1	1
移動支援事業	実人員 (延べ時間)	31 (1,250)	32 (1,520)	32 (1,520)	32 (1,520)
地域活動支援センターⅠ型	か所	3	3	3	3
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1	1

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者の理解促進・啓発のため研修、イベントを実施しています。

地域の住民への理解促進や意識啓発は即時的な効果が認めにくいことから、今後も継続的に取り組めます。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等やその家族、地域住民等が自主的に行う活動に対して、ニーズに応じて自発的な取り組みの支援を検討していきます。

(3) 相談支援事業、基幹相談支援センター

障害者等やその介護者等からの相談に応じ、情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のため必要な援助を行います。また、地域自立支援協議会において、地域の相談支援体制やネットワークを構築して、さらに、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターについて、設置に向けた検討を進めていきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見が必要とされる方に対し、利用に向けて支援をすることで、障害者の権利擁護を図ります。申立てに要する費用及び成年後見人等に係る報酬費用の助成をする事業です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

平成29年度より社会福祉協議会で法人後見を実施しています。今後は、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携しながら、事業を検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者等の派遣を行います。また、手話奉仕員を養成することで、聴覚障害者等の福祉の増進や社会参加の促進を図ります。

(7) 日常生活支援用具給付事業

障害者等の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

(8) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の移動を支援することにより、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、地域生活支援の促進を図ります。

2. 任意事業の実施

(1) 日中一時支援事業

介護者が日中一時的に障害者等の介護が困難になった時に、介護者に代わって施設で介護します。

(2) 地域移行のための安心生活支援事業

障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活を支援するためのサービス提供体制の調整等を図るコーディネーターを配置して、相談支援体制を整備します。

第5章 第2期障害児福祉計画

1. 令和5年度に向けた目標値（成果目標）

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国が定めた基本指針に基づき、地域の実情に応じて、令和5年度における成果目標とサービスの必要な見込量を設定し、計画を推進します。

障害児支援の提供体制の整備等

○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上設置すること、また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

■重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、圏域での確保を目指して地域自立支援協議会で検討を進めます。

保育所等訪問支援については、町内に事業所はないもののサービスの実施はしている状況です。障害児が地域の保育所等において、特性に応じた保育・教育が受けられるように努めます。

○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で療育を利用できる環境の確保は必要です。圏域での確保を目指して、地域自立支援協議会で検討を重ねていきます。

○令和5年度末までに、医療的ケア児支援のため、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

人工呼吸器の使用やたん吸引等の医療的ケアが必要な障害児は、全国的に増加しています。在宅での生活にあたっては、関係機関の連携のもとで適切な支援が必要です。

地域自立支援協議会で医療的ケア児に対する総合的な支援体制の整備・構築に向けて、圏域の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を検討します。令和元年度コーディネーターを配置しましたが、協議の場の検討を進める中で、支援のための地域づくりを推進していきます。

2. 障害児通所支援のサービス見込量

サービス見込量については、これまでの実績と新たな利用者を見込み、目標年度を令和5年度において、数値を設定しました。障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害児通所支援サービスの継続実施と共にさらなる充実に努めます。また、この見込量をもって、サービス利用を制限するものではありません。

障害児通所支援

(1か月の利用分、年度末の給付決定者、年間)

サービス種別	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分 (利用人数)	150 (18)	150 (18)	150 (18)	150 (18)
医療型児童発達支援	人日分 (利用人数)	5 1	5 1	5 1	5 1
放課後等デイサービス	人日分 (利用人数)	500 (50)	520 (52)	540 (54)	560 (56)
保育所等訪問支援	人日分 (利用人数)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
居宅訪問型児童発達支援	人日分 (利用人数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
障害児相談支援	人	72	73	74	75
医療的ケア児に対する 関連分野支援コーディネーター	人 (配置人数)	1	1	1	1
児童発達支援センターの 設置	か所	0	0	0	1

【見込量確保のための方策】

利用希望者が年々増加しています。今後の利用者のニーズに合わせ、関係機関とも連携を図り、十分な情報提供を行い、サービス提供体制の確保に努めます。

第6章 地域で安心して暮らせるための基本目標と重点施策

平成25年度策定した障害者計画(平成26年度～令和5年度)では、4項目の基本目標を設け、その達成のための12項目の重点施策を掲げました。障害福祉計画・障害児福祉計画では、計画期間が3ヵ年と短期間であることや財政状況などを考慮し、事業を絞り集中して取り組むこととします。

障害者計画における基本目標と重点施策

基本目標	重点施策
1. 地域での生活に向けて	(1) 相談支援体制の充実と関係機関の連携
	(2) 住まいの確保
	(3) ライフステージに応じた支援の充実
2. 就労、教育、社会参加の促進	(1) 就労に向けた取り組み
	(2) 教育の充実
	(3) 社会参加の促進
3. 安心して暮らせる地域づくり	(1) 町(地域)づくりの推進
	(2) 安全・安心の環境づくり
	(3) 心身の健康づくり
4. 共に尊重し、支えあう社会づくり	(1) 障害者理解のための啓発
	(2) 情報の発信
	(3) 障害者虐待の防止と権利擁護の推進

1. 相談支援体制の充実

住み慣れた地域での安心した生活に向けて、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。また、相談内容の多様化や複合化する相談にも総合的に対応できるよう、相談体制や相談機能の充実・強化も必要です。

障害者等やその家族に対して、ライフステージや障害特性に応じて必要な時に必要な支援が受けられるよう、町では障害者等の相談窓口として、相談支援センターを設置して、地域包括支援センターや保健センター、教育委員会等庁内の連携を深め、相談者がどの相談機関を利用しても適切な支援に結び付けるようにします。

また、地域自立支援協議会で相談支援事業所等福祉専門職等による協議の場を通して、近隣市町等と連携を強化しながら、専門的な支援が可能な人材の確保・養成、地域の体制づくり等地域の基盤整備、重層的な支援体制の構築を図っていきます。

実施施策

- ・ 県発達障害者支援センター「アルプスかがわ」との連携、成人期の発達相談会の実施
- ・ 庁内連携強化の連絡会、研修や事例検討等を通して相談員の支援力向上
- ・ 地域生活支援拠点等の充実、基幹相談支援センター設置の検討

2. 障害者等理解のための啓発、権利擁護の推進

障害者等の日常生活や社会生活を制限する社会的障壁を取り除き、虐待を防止し、障害の有無によって分け隔てられることなく住み慣れた地域で暮らしていけるよう、誰もが障害や障害者等に対して正しい知識を持ち、福祉についての理解を深め、共に助け合い・支え合う地域づくりが重要です。

そのため、障害や障害者等について住民の理解を促進するため、広報等を活用した情報提供を行うとともに、研修会やイベント等を通じて相互理解ができるように開催を継続していきます。また、外見から援助や支援を必要としていることが分からない方も適切な援助や配慮が受けられるよう、ヘルプマークや手話等の普及啓発に努めます。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づいて、市町村には国の基本計画を勘案して、令和3年度までに成年後見基本計画を立て、施策を策定して、実施する責務とそれに伴う体制整備が求められています。本町では、宇多津町地域福祉計画と一体的に策定します。

権利擁護を推進し、成年後見制度の利用促進を図る上で中核的な役割を担う中核機関を令和2年4月に地域包括支援センター内に設置しました。適切な利用に向けて、制度の周知・啓発を行うとともに、支援の必要な人の早期発見に努めるなど、機能の充実を図りながら、地域連携ネットワークの連携強化に努めます。

実施施策

- ・ 障害や障害者等理解のための啓発及び虐待防止活動の実施
- ・ 成年後見制度について普及啓発、相談支援、利用支援、受任調整支援
- ・ 市民後見人の養成及び育成支援

3. 障害児支援の充実

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活できる環境が整っていることが重要です。そのため、ライフステージにそって保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制が必要です。

また、療育を必要とする乳幼児が早期療育につながるよう、子ども発達相談や親子教室を実施し、母子保健担当課と連携しながら発達の課題や保護者の気づきに寄り添い、相談支援体制の充実や子どもの発達状況に応じて適切なサービスが受けられるよう支援を行います。

子どもとその家族に対し、ライフステージの節目をつなぐ支援ができるよう、関係者や関係機関と情報共有を行うとともに、連携を図ります。

施設面では、障害の有無にかかわらず、全ての児童が健やかに成長できるよう南部児童館や子ども家庭総合支援拠点の設置を図ります。

実施施策

- ・ 南部児童館の設置、児童館等への専門員の配置
- ・ 発達巡回相談等を通して、保育所・幼稚園への障害や発達特性に関する知識と理解促進
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置

第7章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・まちづくり等の広範囲な分野や領域にわたっています。そのため、本計画を着実に進めていくために、庁内関係課、関係機関との情報共有や意見交換に努めるなど、連携・調整の強化を図り、総合的に取り組んでいきます。

障害者の地域移行や就労支援等の課題を進めるためには、町だけでなく、住民、各種関係機関・団体や民間事業者等の幅広い関係者の協力が必要です。そのため、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について、中核的な役割を担う組織としての地域自立支援協議会で協議を図り、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

本計画を推進するにあたっては、今後の法律制定や制度の改正も重要となるため、国の動向を把握するとともに、県との連携をさらに強化し、法律や制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。また、より充実したサービスを提供するため、制度の充実や財源の確保などを要請し、必要な場合は、県を通じて、国へ改善を要望していきます。

また、障害者等がそれぞれのライフステージに応じて継続的で適切な支援が受けられるよう、福祉サービスに関わる人材の養成などについては県や地域自立支援協議会など広域的な観点から、研修への参加を促すなどの取り組みを推進していきます。

本計画は、3年を1期とする計画であり、令和2年度に見直しを行いました。計画の見直しにあたっては、本計画の策定委員会を中心として、前期の計画の達成状況を評価し、現状分析や目標数値の基本的考え方を踏まえて、本計画を策定いたしました。

また、本計画の内容について、住民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

2. 計画の進行管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、少なくとも年度ごとに実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析・評価をして、次年度以降の施策や事業の見直しや次期計画の策定等に反映していくPDCAサイクルによる計画の進捗管理を進めます。

「PDCAサイクル」は、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などを広く活用されているマネジメント手法です。

宇多津町第6期障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するに当たり、広く住民の意見を聴くため、宇多津町第6期障害福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日とする。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に招集すべき委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

宇多津町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定経過

日 時	内 容	参加者数
令和2年 10月30日	第1回 障害福祉計画等策定委員会の開催	委員13名
12月18日	第2回 障害福祉計画等策定委員会の開催	委員12名
令和3年 2月 8日 ～2月22日	パブリックコメント実施	—

宇多津町第6期障害福祉計画等策定委員会 委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	備 考
1	藍川 三郎	宇多津町身体障害者協会 会長	
2	入江 みどり	グループホーム鶴足津 施設長	
3	重川 つやこ	特定非営利活動法人メロディー 理事長	
4	川田 恵子	障害者生活支援センター ピア 相談支援専門員	
5	北本 実	宇多津町民生委員児童委員協議会 高齢者・障害者福祉部会	
6	曾利 真弓	香川県ふじみ園 相談支援センター 臨床心理士	
7	田村 充	香川短期大学 生活文化学科 助教	委員長
8	土居 やよい	保護者	
9	藤沢 英明	宇多津町社会福祉協議会 総務グループ長	
10	村井 はづき	ドリームパラダイス サービス管理責任者	
11	森 亮治	相談支援事業所わかたけ 管理者兼相談支援専門員	
12	保井 智子	宇多津町立中央保育所 所長	
13	山下 伸基	宇多津町教育委員会 学校教育課 副主幹	

語句の説明

	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護	障害者等の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出に必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

	サービス名	サービス内容
日中活動系サービス	生活介護	常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者に対して、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問、来所により必要な連絡調整や指導・助言等の必要な支援を行います。
	就労継続支援 A型	企業等での雇用が困難な場合で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

参考資料

	就労継続支援 B型	雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を行います。
	療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障害者に対して、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
	短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

	サービス名	サービス内容
居住系サービス	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、地域において自立した日常生活に向けて相談その他の援助を行います。
	施設入所支援	夜間や休日、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、単身生活を希望する障害者が対象となります。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

	サービス名	サービス内容
相談支援	計画相談支援 ・障害児相談支援	支給決定を受けた人またはその保護者が、サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害者等の心身の状況やおかれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。
	地域移行支援	障害者支援施設に入所している方または精神科病院に入院している方など地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、居住の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

参考資料

	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	身近な地域にあって専ら通所の障害児や家族に対して支援を行います。通所の児童に対しては、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療的治療と児童発達支援の両方を同時に行います。また、児童発達支援と同様、地域の中核的な療育支援施設としての役割を持っています。
	放課後等デイサービス	学校在学中の障害児に対して、授業の終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他の援助を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用している障害児や利用予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することによって、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により、外出することが困難な障害児に自宅にて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

	語句	内容
その他	宇多津町地域包括支援センター	宇多津町が設置する、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点となるセンターです。介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支える地域の相談窓口です。
	中讃東圏域地域自立支援協議会	坂出市・綾川町・宇多津町にて合同で設置する障害者の暮らしを地域でサポートするための協議の場です。 地域の課題・ニーズの把握・共有や個別事例への支援のあり方に関する協議・調整・連携強化、社会資源の開発・改善に向けた協議、相談支援従事者の質の向上を図るための取組、中立性・公平性の確保による相談支援の運営評価といった機能を持ちます。
	中讃東圏域地域生活支援拠点事業	坂出市・綾川町・宇多津町にて合同で設置する、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、地域で安心した生活が送れるようにさまざまな機関が協力し合い、障害児者を切れ目無く地域で支える体制作り事業です。
	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の取組を行います。
	児童発達支援センター	発達が気になる子どもやその家族への専門的な相談、保育所や学校等の関係機関への助言を行い、地域支援体制の充実を図る施設。
	子ども家庭総合支援拠点	平成 28 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村に整備することが規定された、子ども家庭支援全般に係る業務、要支援児童及び要保護児童等への支援業務、関係機関との連絡調整を行う拠点。